#### 一般財団法人埼玉県教職員互助会会員の皆さまへ

公務員賠償責任保険

# あんしん公務

## のご案内



~安心して公務に \_\_\_\_ 従事するために~

保険紹介ムービー



この保険は、地方公共団体の職員個人の方々が教職員としての職務遂行に際し、法律上の損害賠償責任または不当利得返還義務によって被る経済的な負担を補償し、安心して公務に従事していただくための保険です。

#### この保険のおすすめポイント

#### ①法律上の損害賠償金を補償!

住民訴訟や過失責任によって問われた法律上の損害賠償金を補償します。また、 第三者へのパワハラ・セクハラといったハラスメントにも対応しております。当保険 にご加入いただくことで、皆さまが安心して公務に取り組むことをサポートします。

### ② 争訟費用も補償対象!

(過去の訴訟事例) 小学校で小学生同士のいじめにより不登校・転校が問題になり、担任・学校長・教育長らに管理責任が問われ、裁判には勝訴するも、争訟費用は担任・学校長・教育長の3名が負担しました。弁護士費用や裁判費用といった争訟費用も補償の対象になります。

### ③過去の公務に起因して発生した訴訟を補償!

保険加入日より前に公務員の業務として行った行為に起因して訴訟が提起された場合も補償の対象となります。※既に提起されているものや損害賠償請求等を受ける恐れがある 状況を知っている場合は対象外になります。

お申込み方法・詳しい内容等は互助会HPへ。

■互助会担当窓口 : 〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-14-21

TEL 048-830-6706



# 職員個人に責任が問われた際に どのように対応しますか?

### Case 1

### 住民からの訴訟。犯人が分からない。その対応は?

民事訴訟

高等学校の生徒が、隣のマンションにて喫煙し、タバコの吸い殻を放置した。住民が何度か高校に対応を求めたが、主たる生徒を特定できず、火災が発生。屋上フェンスが破損。校長の職務怠慢として屋上の修理費用等を訴えた。

### Case2

### 市からの求償。担当職員も損失額を負担。

民事訴訟

中学校で職員がプールの給水栓を2か月間、断続的に開けたままにしてしまった。市から担当の職員、校長、教頭に水道料金の損失額を請求された。

# 私たちライフサポート株式会社は <u>職員の皆様の味方</u>です。

安心して公務に従事していただくために。 職員の皆様の日常を守るために。

保険は、加入する時より請求する時こそ専門的知識が必要です。

私たちライフサポート株式会社はあらゆる教育現場の事故に対応してきた保険代理店です。「訴訟」や「求償」の際にお客さまの代理となり、解決から保険金の支払いまでお客さまに心から寄り添い、保険金の支払いに徹底的にこだわります。

#### 補償内容・事故についてのご相談

LIFE SUPPORT ■本社 ライフサポート株式会社 埼玉県さいたま市大宮区大成町1-401-1

■TEL 048-653-0111

